

大野市規則第 3 3 号

大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の規則で定める事務等を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 31 号。以下「条例」という。）別表の規則で定める事務等について、定めるものとする。

(事務等)

第 2 条 条例別表第 1 市長の項の規則に定める事務は、大野市地域生活支援事業実施規則（平成 18 年規則第 32 号。以下「地域生活支援事業実施規則」という。）第 2 条に定める事業のうち、次の各号に掲げる事業の利用に係る事務であって、同規則第 4 条の利用の申請、第 5 条の利用の決定、第 6 条の利用決定の変更又は第 7 条の利用決定の取消しに関する事務とする。

- (1) 日常生活用具給付等事業
- (2) 移動支援事業
- (3) 訪問入浴サービス事業
- (4) 日中一時支援事業
- (5) 生活サポート事業
- (6) 地域活動支援センター機能強化事業

2 当該事業の対象者は、地域生活支援事業実施規則第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定めるものとする。ただし、同項第 3 号中療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断したものについては、医療機関が発行する診断書により発達障害を有すると認められるものとする。

3 条例別表第 2 市長の項事務の欄の規則で定める事務は、前 2 項で定める事務とし、条例別表第 2 市長の項特定個人情報の欄の規則で定める特定個人情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者

又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(2) 当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者の配偶者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(4) 当該事業を利用する障害者本人若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業を利用する障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。